

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、少年法3条1項3号イの「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」及びニの「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」が過度に広範であり、不明確であるとして規定違憲をいう点は、これらの規定が所論のように過度に広範であるとも、不明確であるともいえないから、所論は前提を欠き、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、処分不当の主張であって、少年法35条1項の抗告理由に当たらない。

よって、同法35条2項、33条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 古田佑紀 裁判官 津野 修 裁判官 今井 功 裁判官
中川了滋)